# 補 助 金 交 付 手 続 き の 流 れ

|交 付 申 請|

高度処理型浄化槽設置事業費補助金交付申請書(要項 様式第1号)と添付書類を環境衛生課に提出してくだ さい。

補助金交付の決定

工 事 着 工

・ 交付決定通知を受けてから着工してください。 工事の状況写真を必ず撮影してください。 (交付決定を受けている設置、撤去・配管等工事)

|設 置 確 認|

基礎工事が終了した時点で、環境衛生課に連絡してください。 (TEL:826-1111) 中間検査を行いますので、工事業者立会いのもと浄化 槽本体の設置をしてください。

事業完了報告

・・・・・ 補助事業完了報告書(要項様式第5号)と添付書類を環境衛生課に提出してください。

完 了 検 査

完了報告書のとおり工事が行われているか、完了検査 を実施しますので、環境衛生課に連絡してください。

補助金額の確定

完了報告書及び完了検査の結果を審査し、補助事業決定の条件に適合すると認められれば、高度処理型浄化槽設置事業費補助金額確定通知書(要項様式第6号)で通知します。

補助金の請求

高度処理型浄化槽設置事業費補助金請求書(要項様式 第7号)を環境衛生課に提出してください。

|補助金の交付|

・・・・・・ 請求書により指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

## 1. 趣旨

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽の設置に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものです。

### 2. 補助金の対象

### 【補助の対象区域】

- ・公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域の区域以外の地域
- ・公共下水道事業認可区域内で当分公共下水道の整備が見込まれない地域
- ・農業集落排水事業計画区域内で当分農業集落排水施設の整備が見込まれない地域

### 【補助の対象者】

(専用住宅の場合)

- ・申請者本人の自己居住用住宅(専用住宅)であること 当該住宅・敷地を借りている場合、賃貸者の承諾を得られる方であること
- ・ 当該住宅に住所を有する方であること(住所を有する予定である方を含む)
- ・ 浄化槽の設置が水質汚濁防止につながる方

### (専用住宅以外の場合)

転換のみを対象とします

#### ※注意事項

- ・販売・転売・賃貸する目的で浄化槽を設置する場合は、対象となりません。
- ・転換とは、単独浄化槽又はくみ取り槽を廃止し、浄化槽を設置することをいいます
- ・専用住宅は、専ら人の居住の用に供する家屋(その一部が人の居住の用に供する家屋のうち、当該家屋の床面積に対する当該居住の用に供する部分の床面積の割合が2分の1以上であるものを含む)をいいます

## 3. 高度処理型浄化槽設置事業費補助金 交付申請に係る留意事項

- 1 申請書は、丁寧かつ明確に記入して提出してください。 (補助事業対象高度処理型浄化槽の水質基準は、窒素除去型でBOD除去率 90%以上・放流水のBOD10mg/l以下・総窒素濃度10mg/l以下とし また窒素・リン除去型のリン濃度は1mg/l以下とする) (宅内処理型を設置する場合、浸透型は補助対象外とする)
- 2 申請者の「住所・氏名」・「設置場所」・「浄化槽の種類,人槽」の欄 は、別に添付していただく浄化槽設置届出(明細)書の内容と合うように記 入してください。
- 3 「住宅等所有者」の欄は、専用住宅について各々の該当する 番号を囲み、必要事項を記入してください。
- 4 申請時点の住宅区分・汚水処理方法を記入してください。
- 5 「交付申請額」の欄は、処理対象人員の人槽区分により、下記金額を 記入してください。
  - ○窒素除去型(転換を伴うもの)

5人槽の場合・・・・・ 474,000円

6~7人槽の場合・・・・ 570,000円

8~10人槽の場合・・・ 723,000円

○窒素除去型(転換を伴わないもの)

5 人槽の場合・・・・・ 4 7 4,000円

6~7人槽の場合・・・・ 570,000円

8~10人槽の場合・・・ 723,000円

○窒素・りん除去型(転換を伴うもの)

5人槽の場合・・・・・ 1,071,000円

6~7人槽の場合・・・・ 1,422,000円

8~10人槽の場合・・・ 1,996,000円

11人槽~の場合・・・・ 1,996,000円

○窒素・りん除去型(転換を伴わないもの)

5人槽の場合・・・・・ 822,000円

6~7人槽の場合・・・・ 1,111,000円

8~10人槽の場合・・・ 1,585,000円

11人槽~の場合・・・・ 1,585,000円

○単独処理浄化槽撤去

単独浄化槽からの転換に付帯するもので、人槽等にかかわらず 最大・・・120,00円

○くみ取り槽撤去

くみ取り便槽からの転換に付帯するもので、人槽等にかかわらず 最大・・・90,000円

○宅内配管工事

単独浄化槽又はくみ取り槽からの転換に付帯する工事で最大・・・300,00円

### 6 添付書類

- (1) 設置に係るもの
  - ①高度処理型浄化槽補助金申請に関する誓約書(様式第2号)
  - ②浄化槽法第5条第2項の審査期間を経過した浄化槽設置届出(明細) 書の写し又は、建築確認通知書の写し(添付書類を含む)
  - ③補助事業に係る登録浄化槽管理票(C票)
  - ④浄化槽設置場所案内図及び設計図
    - ・建物からの離隔距離を明記すること
    - ・浄化槽を土圧等から保護する場合はその方法
  - ⑤既設浄化槽等の写真(申請時の住居が集合住宅以外の場合)
  - ⑥設置に係る工事見積書(費用の明細を記載したものに限る。)
  - ⑦工事請負契約書の写し
  - ⑧専用住宅又は敷地を借りている者は、賃貸人の承諾書
  - ⑨公共下水道認可区域内及び農業集落排水事業計画区域内に設置する 者は、その整備が当分の間見込まれないことを証明する書類
  - ⑩放流処理を行う場合は、放流先の許可がわかる書類
  - ⑪その他市長が必要と認める書類
    - ・ 浄化槽施工業者の瑕疵 (かし) 担保に関する誓約書
    - ・止むを得ない事情により、公共用水域等に放流ができない場合は、 放流ができない事情についての理由書
    - ・浄化槽法第21条の規定により浄化槽工事業として県知事の登録 を受けた浄化槽工事業者登録簿(謄本)の写し
    - ・ 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録された高度処理型浄化槽である保証登録証(市町村用)
      - ※この制度は、(一社)全国浄化槽団体連合会(略称「全浄連」)に保証 登録された浄化槽に機能異常が発生した場合には、その原因者を明らか にして、当該原因者による修補等の措置を確保するとともに、原因者が 特定できない場合や、原因者が倒産する等、原因者により措置を講じる ことが著しく困難である場合には、全浄連がその修補に要する費用を支 払うものです。「保証登録証」は、浄化槽工事業者から設置者用及び市 町村用の交付を受け市町村用のみを添付してください。

#### (2) 撤去に係るもの

- ①設置場所案内図、配置図及び排水系統図
- ②既設単独浄化槽又はくみ取り槽の写真
- ③撤去に係る工事見積書(費用の明細を記載したものに限る)
- ③使用開始後20年以内の単独処理浄化槽であることが確認できるもの
- ④既存の単独処理浄化槽に膜分離装置等を付加することにより単独処理 浄化槽に合併処理浄化槽の機能を持たせるための改築事業ができない 理由
- 7 その他、書類の作成に当たっては、必ず浄化槽設備工事業者と相談して ください。
- 8 浄化槽設置工事開始時の契約について

浄化槽法第7条に基づく設置後の水質検査の結果、改善を要する事項の 指摘があった場合は、速やかに改善措置を講じる旨を、浄化槽工事業者と 契約書を締結し明確にしておいてください。

なお、その際は工事請負契約書(モデル)を参考にしてください。

### 4. 補助事業完了報告に係る留意事項

1 補助事業が完了した時は、速やかに補助事業完了報告書を提出してくだ さい。

### 2 添付書類

- ①浄化槽法第10条の2第1項に規定する使用開始報告書
- ②施工業者からの工事費請求書(宅内配管工事係る費用が含まれる場合は、その額がわかるもの)の写し及び工事費領収書の写し
- ③設置・撤去・配管工事の状況写真(前・中・後) 浄化槽工事業者が撮影したものを、必ず添付することになりますので、工事写真例を参考にしてください。
- ④設置後の法定検査(使用開始3ヶ月経過後から5ヶ月の間に受けることが義務付けられている法第7条検査という。)の実施に関する県指定検査機関((公社)茨城県水質保全協会)への浄化槽法定検査申込書の写し及び小型合併処理浄化槽検査手数料郵便振替払込受付証明書
- ⑤浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(一括契約書)写し
- ⑥施工業者から提出のあった浄化槽チェックリストの写し
- ⑦既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の処分に関する産業廃棄物管理票 (マニフェスト)又は最終処分場の発行する証明書
- ⑧単独浄化槽を廃止した場合は廃止届
- 3 工事費請求書については、次の内容を参考にして記載するよう配慮してください。

1	浄化槽の名称(型式等)	1基	000,000円
2	型枠	一式	000,000円
3	掘削	一式	000,000円
4	割栗、捨てコン	一式	000,000円
5	配筋、底版スラブ	一式	000,000円
6	埋め戻し	一式	000,000円
7	上部スラブ	一式	000,000円
8	配管材料工事共	一式	000,000円
9	汚水ます(○○個)	一式	000,000円
1 0	単独処理浄化槽(くみ取り槽)	一式	000,000円
1 1	JI .	一式	000,000円
1 2	諸経費	00%	000, 000円
1 3	消費税	00%	000,000円
	合 計		000,000円

## 5. 補助金の請求

- 1 補助金額確定通知後、速やかに補助金交付請求書を提出してください。
- 2 「請求額」の欄は、補助金確定通知にてお知らせした「補助金確定額」 を記入してください。
- 3 請求者及び口座名義人は、補助金申請者と同一人になります。 ただし、補助金申請者の同意を得た同居の親族であれば口座名義人になる ことができます。

### ◎補助金の環付

補助事業者がつぎに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の返還を求めることがあります。

- ①不正の手段により、補助金を受けたとき
- ②補助金を他の用途に使用したとき
- ③補助金交付の条件に違反したとき